

参考資料2

気象庁が発表する気象情報等

気象庁ホームページより抜粋

特別警報	<p>予想される現象が特に異常であるため<u>重大な災害の起こるおそれ</u>が著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。</p> <p>気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等）、高潮、波浪の特別警報がある。なお、地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。</p>
警報	<p><u>重大な災害の起こるおそれのある旨</u>を警告して行う予報。</p> <p>気象（暴風、暴風雪、大雨、大雪）、地面現象（大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等）、高潮、波浪、洪水の警報がある。なお、地面現象及び浸水警報は、その警報事項を大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）に含めて行われる。</p>
警報級	<p>警報基準以上。</p> <p>用語【「警報級の大雨」、「警報級の大雪」、「警報級の高波」】</p>
注意報	<p>災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。</p> <p>気象、地面現象、高潮、波浪、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。なお、地面現象及び浸水注意報は、その注意報事項を大雨注意報に含めて行われる。</p>
指定河川洪水予報	<p>国土交通大臣又は都道府県知事と気象庁長官が共同して、河川の増水や氾濫に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報。</p>
〇〇川氾濫注意情報	<p>住民の避難行動に関連し、河川の氾濫の発生に対する注意を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル2相当】。</p>
〇〇川氾濫警戒情報	<p>住民の避難行動に関連し、避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル3相当】。この情報により市町村は高齢者等避難の発令を判断する。</p>
〇〇川氾濫危険情報	<p>住民の避難行動に関連し、いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル4相当】。この情報により市町村は避難指示の発令を判断する。</p>
〇〇川氾濫発生情報	<p>住民の避難行動に関連し、氾濫水への警戒を求める段階に発表される洪水予報【警戒レベル5相当】。氾濫している地域では命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する。</p>
記録的短時間大雨情報	<p>大雨警報が発表され、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測、または解析したことを発表される情報。</p> <p>現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表する。</p>
早期注意情報 (警報級の可能性)	<p>警報級の現象が5日までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高],[中]の2段階で伝える情報。</p>
土砂災害警戒情報	<p>大雨警報（土砂災害）の発表後、<u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況</u>となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、都道府県と気象庁が共同で発表している。</p>

大雨など気象災害のおそれがある場合、事前に様々な防災気象情報（注意報・警報等）が発表されます。気象庁では、「重大な災害が発生するような警報級の現象が概ね3～6時間先に予想されるとき」に警報を、また「警報級の現象が概ね6時間以上先に予想されているとき」には、警報の発表に先立って、警報に切り替える可能性が高い注意報を発表することとしています。さらに近年では、「今後、特別警報を発表する可能性がある」などというように、予告的に注意が呼び掛けられることもあります。